

道の駅「お茶の京都みなみやましろ村」

出荷のルール

道の駅「お茶の京都みなみやましろ村」出荷者協議会

2017年4月5日現在

◎出荷分類

地域特産物（手数料 16%）

…南山城村産のお茶、しいたけで基本加工のみのもの。

農林産物（手数料 16%）

…地域特産物を除いた未加工の農林産物で、切断、冷凍、冷蔵、乾燥しただけの農林産物も含まれます。

花や苗なども含まれます（水やりなどは出荷者がする）。「製造物責任法（PL法）」の対象外のもの。

農林産物加工品（手数料 21%）

…加工製造された農林産物で、「製造責任法（PL法）」の規制対象のもので、ここでいう加工とは次のようなもの。

- ① 加熱（煮る、蒸す、焼く、煎る、炒める、茹でる）
- ② 味付け（調味、塩漬け、燻製）
- ③ 粉挽き（製粉）
- ④ 搾汁

※大きな野菜のカットは農林産物扱いですが、みじん切りなどのカットは農林産物加工品扱いです。

例) 白菜の4/1カット…農林産物

カット白菜…農林産物加工品

農林産物



農林産物加工品



その他（手数料 21%）

…工芸品や生き物など、上記3つに当てはまらないもの。

※生き物の餌やりなどは出荷者の責任において管理してください。

◎出荷の流れ

※出荷の前に

・身だしなみ

出荷の際は、それぞれ配布される帽子と名札を着用してください。

汚れがその場で落ちてしまうような服装や長靴での出荷は禁止です。



※名札は見えるところに着用



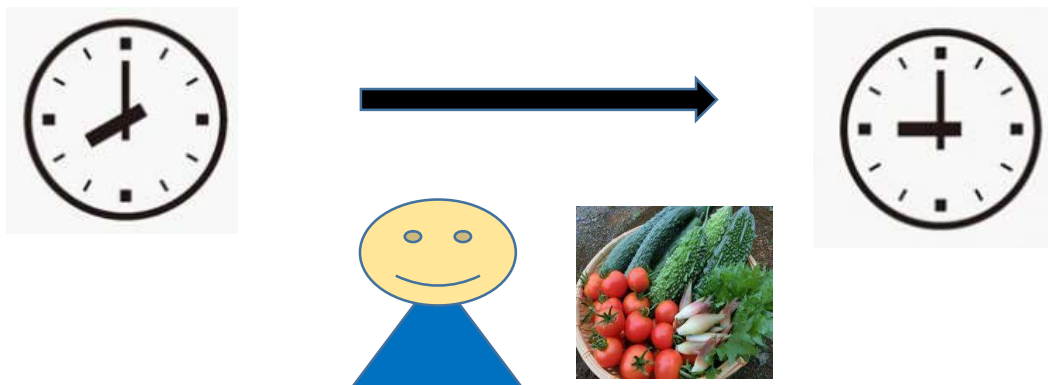
※長靴や汚れが落ちるような服装は禁止

① 出荷時間

出荷の時間はできる限り開店前の8時から9時までの間でお願いします。

売り場の整理やキレイな陳列をするためです。

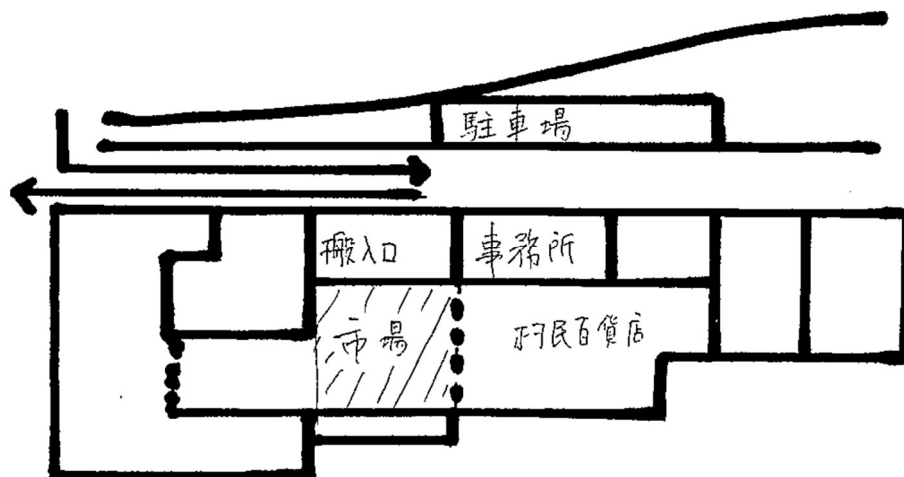
8時から9時までの間に出荷できない方はご相談ください。

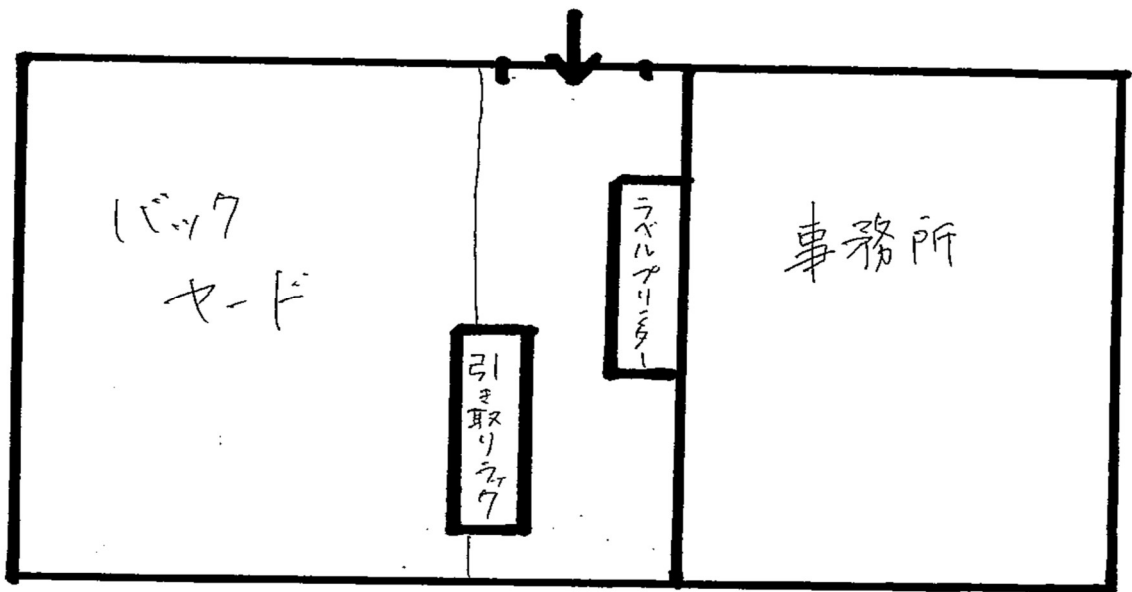


② 搬入

搬入は原則道の駅の搬入口からお願いします。搬入時は必ず道の駅スタッフに声をかけてください。

道の駅図面





③ ラベルの発行

原則としてラベルは出荷者が発行してください。値段ラベルと必要な場合は食品表示ラベルを発行してください。

南山城村産とその他の京都府産のラベルは「京都府南山城村産」と「京都府産」で区別します。



④ 陳列

商品の陳列は、道の駅スタッフの指示に従ってください。許可なく他の商品の移動や上に載せる等の行為は禁止します。陳列しきれなかった商品に関しては、出荷者ラベルプリンター付近に専用の場所がありますので、そちらにストックします。

※冷蔵・冷凍ケースの使用により、販売手数料が変わることはありません。

※プライスカード

出荷者ラベルがあるのでプライスは無くても構いませんが、どうしても必要な場合は幅70mm高さ41mmの規格に合わせて作成してください。

※POP (ポップ)

出荷商品についてのPOPは道の駅が準備したものだけの掲示とします。

※カゴ・什器

原則、道の駅で準備したものを使用してください。現時点で道の駅で用意する備品は以下の通りです。

■野菜販売用のカゴ・入れもの

■花・木など販売用のバケツ

専用の什器を必要とする場合は道の駅スタッフに相談してください。検討いたします。

⑤ 売り上げ報告について

売上報告は原則、POS管理システムからのメール配信とします。1日4回配信予定です。

営業時間中であれば、道の駅に電話で問い合わせることも可能ですが、業務の都合上即時回答できない

場合もあります。

⑥ 商品管理、引き取り

品質管理の為、道の駅スタッフが定期的に品質をチェックし、劣化により店舗判断で売り場より撤去する場合があります。（販売期限の原則は別紙に記載）賞味期限は現場判断に一任することとします。売れ残りの商品、期限切れなどの商品の引き取りは閉店後30分または翌日納品時とします。引取り商品は出荷者ラベルプリンター付近の専用の場所に移動します。各自確認して商品の引き取りをお願いします。

※売価変更について

一度出荷した商品の値引きはできません。（弁当・惣菜・パンなどを除く）商品の引き取りをした後に、売価を変更して再出荷をすることは可能です。その際は新たにラベルを出していただくことになります。

◎有事の対応について

出荷商品によるクレームがあった場合、道の駅と出荷者協議会役員会で情報を共有し、履歴を残します。クレームによる返金が発生した場合や、出荷において相応しくない行為が発覚した場合は、以下に基づき処分致します。

- ① 生産者偽装⇒出荷者協議会退会
- ② 代理出荷⇒期間出荷停止⇒改善なし⇒退会
- ③ 商品品質の低下⇒注意⇒改善なし⇒期間出荷停止

・出荷者個人ファイルについて

出荷者ごとに配布資料などを入れるファイルを作成します。

地域特産品、農林産物について

◎出荷の体裁

野菜などは、**まず水洗いをしてから**一般的な野菜袋に詰めて出荷してください。

透明な袋やフィルム、ネットなど中身が見えるものに入れて出荷してください。(ボードン袋を推奨。村民百貨店で販売。左下写真参照)

その上にラベルを貼付してください。(真ん中写真参照)バラバラになるようなものは必ずまとめてください。単品でどうしても袋に入らないものは直接ラベルを貼付してください。(右下写真参照)

なお、売価は100円以上に設定してください。

納品時に道の駅スタッフと商品を確認し、異常があれば販売しません。



◎栽培履歴について

出荷商品の栽培履歴を必ず記入しておいてください。毎月第一週目に栽培履歴のコピーを提出していただきます。他に保健所や消費者から提出が求められる場合があります。

※お茶に関しては農協と同じ形式で提出してください。

月に一度の提出ではなく、ロットや圃場の変更があった際に提出してください。

◎引き下げ期限

引き下げの目安は下記の通りとします。必ず期限まで販売するわけではありません。

葉菜……………当日引き下げ or 出荷から2日で引き下げ

果菜……………出荷から5日で引き下げ

根菜……………出荷から5日で引き下げ

軟化・芽物…出荷から5日で引き下げ

果物……………出荷から3日で引き下げ

キノコ……………生ものは出荷から3日で引き下げ

茶……………出荷から180日で引き下げ

乾物……………出荷から180日で引き下げ

穀物……………出荷から180日で引き下げ

豆類……………出荷から90日で引き下げ

米(精米済)…精米から1か月で引き下げ(10月～5月)、精米から3週間で引き下げ(6月～9月)

農林産物加工品、その他について

◎農林産物加工品出荷の注意点

農林産物の出荷に関して、提出書類がございます。

■食品営業許可が必要な商品

- ・PL保険に加入していることがわかる用紙のコピー
- ・営業許可書のコピー

例) お弁当、お菓子、漬物など食品衛生法に基づくもの

■食品営業届出が必要な商品

- ・営業届出のコピー

例) お茶など

ご自身の製造されているものがどちらにあたるかは保健所にお問い合わせください。

◎出荷の体裁

透明な袋やフィルム、ネットなど中身が見えるものに入れて出荷してください。(ボードン袋を推奨。村民百貨店で販売。)

その上にラベルを貼付してください。バラバラになるようなものは必ずまとめてください。単品でどうしても袋に入らないものは直接ラベルを貼付してください。

なお、売価は100円以上に設定してください。

納品時に道の駅スタッフと商品を確認し、異常があれば販売しません。

◎生き物

メダカなどの生き物については、出荷者の責任において管理をお願いいたします。(えさやりなど)

◎引き下げ期限

引き下げの目安は下記の通りとします。

必ず期限まで販売するわけではありません。

卵・肉・魚類…賞味期限の5分の4日を過ぎると引き下げ

炭類……………出荷から90日で引き下げ

加工食品……………賞味・消費期限まで5分の4日を過ぎると引き下げ

工芸・手芸……出荷から1年で引き下げ

その他………出荷から1年で引き下げ

出荷者協議会の役割

- ・野菜等の販売戦略（出荷調整）などの窓口。
- ・各部会の開催。部会主催の集まりは、それぞれの出荷者が参加したい集まりに参加してください。強制ではありません。